

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
株式会社 銭高組 名古屋支店 (大阪府大阪市)	令和4年7月15日から 令和4年8月14日まで (1か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項 ・別表第2第9号 	<p>(株)銭高組の元名古屋支店長とアイサワ工業(株)の名古屋支店長が、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事を巡り、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害容疑で、令和4年5月31日に名古屋地方検察庁に在宅起訴された。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社銭高組及びアイサワ工業株式会社に対して指名停止を行う。</p>
アイサワ工業株式会社 名古屋支店 (岡山県岡山市)			